業務委託契約書(更新なし)

○○株式会社（以下「甲」という）と✕✕（以下「乙」という）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という）を締結した。

第１条

甲は、○○に関する業務 (以下「本件業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2　本件業務における仕様などの詳細については、別紙1記載のとおりとする。

3　甲は、乙の求めに応じて、本件制作業務の履行に必要な資料及び情報を提供する。

第２条

本件業務の履行期間は、本日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし乙は，その責に帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは，その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

第３条

乙は、前条の期間内に、本件業務の成果物(以下「成果物」という。)の確認依頼の案内を、電子メール等の手段によって、甲に通知する。

2　甲は、前項の通知を受けたときは、直ちに成果物の確認を行い、通知後〇日以内に乙に本件業務の完了、または変更もしくは修正(以下「変更等」という。)の通知を行う。

3　甲から変更等の連絡があった場合、乙は乙の費用負担において当該変更等を行う。ただし、別紙仕様書に記載のない内容への変更や、甲の事情の変化など、当該変更等の事由が甲に起因する場合は、乙はこれを拒否するか、もしくは委託料の増額を条件として受託することができる。

4　本件業務は、甲が乙に対し、成果物確認を通知するか、もしくは第2項記載の期間内に甲から乙に変更等の通知がなかった時に完了となる。

第４条

甲は、乙に対し、本件制作業務の委託料として金〇円を支払う。

2　前項の支払いは、以下のとおり行う。

①本契約締結時　金〇円

②本件業務完了時　金〇円

3　乙は、前項②の金額を、本件業務完了後翌月〇日までに甲に請求し、甲は同月末日までに乙指定の銀行口座に振込んでこれを支払う。振込手数料は甲が負担する。

※納品日から60日以内の日付を設定してください

4　本件業務の履行に際して、通常発生する費用については乙がこれを負担する。ただし、甲の事情により費用が発生した場合はこの限りではない。

5　本件業務が、甲の都合により途中で解約となった場合、乙は既に受領済の委託金の甲への返還は行わない。

第５条

甲及び乙は、本件業務に関して知り得た、相手方の技術上及び営業上の一切の情報について、相手方の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　本条の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第６条

甲は、乙に提供した資料及び情報が正確であり、かつ、第三者の著作権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利(以下「第三者著作権等」という。)を侵害しないものであることを保証する。

２ 乙は、本件業務の成果物の内容が、第三者著作権等を侵害しないことを保証する。

第７条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に再委託してはならない。

2　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。

3　乙は，成果物を第三者に譲渡し，貸与し，又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

第８条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

2　甲は、乙が、乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるときは、何らの通知をすることなく、本契約を解除することができる。

3　前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

第９条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１０条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　会社名及び代表者名　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印